

国際会計基準における減損会計の問題点

On the Problems of Impairment Accounting in IFRS

山口幸三

Kozo Yamaguchi

要旨

本稿では、国際会計基準における減損会計の問題点を検討する。IAS 第 36 号「資産の減損(Impairment of Assets)」を中心に引き上げ、他の国際会計基準との整合性について検討する。IAS 第 36 号の内容が減損の対象として「のれん」を中心としていることが確認される。また、国際会計基準では「のれん」については、減損だけが要求され償却は認められていないが、日本の会計基準では償却も要求されている。その場合に両会計基準における減損と償却との比較検討により、その優劣を論ずる。他企業の合併・買収が、企業の成長・発展のための有効な手段であると主張されることがあるが、のれんの償却により、利益が圧迫され、合併・買収の効果が薄れるとの批判は、のれん発生の原因である合併・買収取引における投資額が過大であったことに目をそむけ、そもそも当該合併・買収の妥当性の判断に誤りがあったことを無視している。合併・買収の対価が適正であるかどうかはその後の企業業績によって判断されるからである。またのれんの減損を認識することも、合併・買収取引における投資額が過大であったことになり、経営者の判断の誤りを意味する。そのため、のれんの減損を認識することに逡巡し、減損処理が遅くなるおそれがある。超過収益力としてののれんの活用による収益獲得に貢献する部分を、のれん償却費として費用計上することが長期的な企業活動の成果を測定することになる。のれんの減損のみを要求する国際会計基準よりものれんの規則的償却をも要求する日本の会計基準に理論的な妥当性が認められる。

【キーワード】 国際会計基準、のれん、減損、償却

1. はじめに

資産の回収可能額がその帳簿価額を下回る場合、両者の差額が「減損」として認識される。回収可能額とは、一般に正味実現可能額または将来キャッシュフローの割引現在価値と考えられている。ひとまず「減損」をこのように定義すると、この定義に該当するものは以下のように、国際会計基準の多くの基準において扱われている。なお、本稿では国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board:IASB)が公表している国際会計基準(International Accounting Standards:IAS)、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards:IFRS)の両者をまとめて国際会計基準と呼んでいる。

IAS 第 2 号: 棚卸資産 Inventories

IFRS 第 3 号:企業結合 Business Combinations

IFRS 第4号:保険契約 Insurance Contracts

IFRS 第5号:売却目的で保有する非流動資産および非継続事業 Non-current Assets Held
for Sale and Discontinued Operations

IFRS 第9号:金融商品 Financial Instruments

IAS 第11号:工事契約 Construction Contracts

IAS 第12号: 所得税 Income Taxes

IAS 第16号: 有形固定資産 Property, Plant and Equipment

IAS 第19号:従業員給付 Employee Benefits

IAS 第36号:資産の減損 Impairment of Assets

IAS 第38号:無形資産 Intangible Assets

IAS 第40号:投資不動産 Investment Property

IAS 第41号:農業 Agriculture

これら13件の基準のうち、タイトルに「減損 impairment」の用語が含まれているのは「IAS 第36号:資産の減損 Impairment of Assets」のみである。IAS 第36号は最後に取り上げることとし、まず他の12件の基準で減損がどのように扱われているかを見ていくことにする。

2. 他の国際会計基準における「減損」規定

2.1 IAS 第2号: 棚卸資産 Inventories

この基準は棚卸資産に関するものである。IAS 第2号では、「棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しなければならない。(pr.9)」と規定され、正味実現可能価額が原価を下回った場合、以下のように、評価減が費用として認識される。「棚卸資産の正味実現可能価額への評価減(write-down)及び棚卸資産に係るすべての損失(losses)は、評価減又は損失が発生した期間に費用として認識しなければならない。正味実現可能価額の上昇により生じる棚卸資産の評価減の戻入額は、その戻入れを行った期間において、費用として認識した棚卸資産の金額の減額として認識しなければならない。(pr.34)」従来、この評価減は決算時に棚卸資産評価損として認識されてきた。通常、この評価減は減損とは呼ばれていない。また、この基準でも減損という用語は使用されていない。それは、棚卸資産についてはIAS 第2号の規定を優先し、IAS 第36号は、後述のように棚卸資産には適用しないことを明記しているからである。

2.2 IFRS 第3号:企業結合 Business Combinations

この基準は、企業の買収・合併についての会計処理、特にのれんの会計処理について扱っており、のれんについては以下のような記述がある。「のれんの事後的な会計処理—本基準の適用初年度の期首から、企業は以前の企業結合から生じたのれんの償却を中止し、IAS 第36号に従ってのれんの減損テストを行わなければならない。(pr.B69(d))」そして、後述のように、IAS 第36号の適用対象は、主として「企業結合で取得したのれんおよび無形資産(合

意日が2004年3月31日以降(IN2))であることが明記されている。その意味において、この基準はIAS第36号と一対をなすものと言える。

2.3 IFRS第4号:保険契約 Insurance Contract

この基準は2004年3月にそれまでのIAS第4号 Insurance Contract Assetsが改訂されて、新たにIFRS第4号として公表されたものであり、保険契約に関するものである。この基準では、以下のように再保険資産の減損について規定されている。まず、pr.14(e)において、再保険資産が減損していないかどうかの検討が要求されている。そして、減損が存在する場合、以下のように規定されている。

「出再者(cedant)の再保険資産が減損している場合、それに合わせて帳簿価額を減額し、減損損失を純損益に認識する。再保険資産は、次の場合、かつ次の場合にのみ減損している。

- (a) 再保険資産の当初認識後に発生した事象の結果、出再者が契約期間中に支払われるべき金額のすべてを受け取れないかもしれないという客観的な証拠があり、
- (b) その事象が、出再者が再保険者から受け取る金額に対して信頼をもって測定することができる影響を有している場合(pr.20)」

再保険契約(reinsurance contact)とは、ある保険者が他の保険者(出再者)に対し、出再者の発行した1つ又はそれ以上の契約から生じた損失について補償を行うために発行する保険契約のことであり、出再者とは、再保険契約における当該他の保険契約者のことである。IAS第36号は、後述のように、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約の下での、保険者の契約上の権利から生じる繰延新契約費及び無形資産には適用しないことを明記している。

2.4 IFRS第5号: 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業 Non-current assets held for sale and Discontinued Operation

この基準は、2001年4月に公表されていたIAS第35号 Discontinued Operationに代えて、2004年3月に公表されたものである。この基準は、売却目的で保有される非流動資産の分類、測定及び表示に係る要求事項を示している。売却目的で保有される非流動資産の測定額は、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値とのいずれか低いほうの金額と規定されているが(pr.15)、さらに、処分グループの事後の再測定の際に、IFRS第5号の要求事項の範囲外とされた当該資産の売却費用控除後の公正価値までの当初又は事後の評価減については、減損損失を認識しなければならない(pr.20)とされている。

2.5 IFRS第9号: 金融商品 Financial Instruments

この基準は2009年11月に公表された、金融商品の認識と測定に関するものである。金融商品の認識と測定に関する基準としては、2001年4月にIAS第39号「金融商品: 認識と測定」が採択されていたが、これはもともとIASBの前身である国際会計基準委員会(IASC)が1999年3月に公表していたものである。IASBはIAS第39号を全面的にIFRS第9号に置き換えることを意図していた。2009年11月公表のIFRS第9号では、まず金融資産の分類・

測定が規定され、翌2010年10月には金融負債の分類・測定の規定が追加された。その後、様々な調整に手間取り、ようやく2014年7月24日に完成版として公表され、それに伴って、IAS第39号は廃止された。新しいIFRS第9号で導入された金融資産の分類についての論理的なアプローチは、キャッシュ・フロー特性と資産が保有されている事業モデルを決定要因とするものである。この新しいモデルは、すべての金融商品に適用される減損モデルを一つに限定し、従来の複雑な会計処理を簡明にすることを意図している。金融危機の際に、貸付金（及び他の金融商品）に係る信用損失の認識の遅れが、当時の会計基準の弱点として識別されたが、新しいIFRS第9号では、予想信用損失のより適時の認識を要求する新しい予想損失(expected-loss)減損モデルが導入された。具体的には、新基準では、金融商品を最初に認識した時から予想信用損失を会計処理し、全期間の予想損失の全額をより適時に認識することを企業に要求している。

IASBのメンバーであるSue Lloydが、新しいIFRS第9号の発表に際して、その内容を解説しているのので、減損について述べるところをみてみよう。

新基準における最大の違いは減損会計にあるという。新IFRS第9号は、企業が最初に貨幣を貸し付けた時または金融商品に投資した時から始めて、すべての金融商品について予想される信用損失を見積もり、会計処理することを要求している。さらに、予想される信用損失を測定する際には、過度の費用又は手間をかけずに、入手可能な関連する情報のすべてを使用することを企業に要求している。そのような情報には、これまでの損失や現時点での情報ばかりでなく合理的かつ支持可能な将来情報が含まれることが重要とされている。認識の時期決定や合理的かつ支持可能な将来情報の考慮における、このような変更が改訂前IFRS第9号からの重要な変更点である。改訂前IFRS第9号では減損損失の認識をその発生時にしか認めていないので、すでに発生している事象の影響しか考慮されないのである。そのため、多くの投資家が、減損の認識が少なすぎるし、遅すぎるという懸念を示していたのである。さらに、改訂前IFRS第9号では、金融資産の分類方法しだいで減損の測定額が異なった金額になり、混乱を招いてしまうということが金融危機の際の金融商品会計に対してなされた主要な批判点であった。たとえば、信用の減損した債券が販売用として分類されると、減損損失の認識が市場価格に基づくことになるが、同じ債券が満期保有目的として分類されると、契約上のキャッシュフローに基づくことになる。これに対して、新IFRS第9号では、減損の測定は金融商品の保有形態や分類方法にかかわらず同じとなるとされる。

さらに、金融商品が予想通りの業績をもたらすかどうかに基づいて区分する減損モデルが投資家およびアナリストにとって有用な情報を提供するとも考えられた。この点で新しい減損モデルは、投資家が金融商品の信用リスク業績における変化を理解するのに助けとなる2つの重要な情報を提供する。その第1は、予想される信用損失の部分（12ヶ月の測度）が関連する金融商品のすべてについて、最初の生成時または取得時から認識される、ということである。その後の報告期間において、最初に投入または取得されてから、金融商品の信用リスクが重大に増大してきた場合には、全期間の予想される信用損失が認識されることになるという。その第2は利息に関する情報である。利息収益の計算方法は、金融資産の信用が実

際に減損していると考えられるかどうかには依存する。当初、利息は実効利率を金融資産の全額に適用することによって計算されるが、ある金融資産の信用が減損したならば、実効利率を資産の償却原価額(すなわち減損控除の純額)に適用するように変更されるのである。IASBは、このほうが経済的な状況をより適切に表現していると考えたのであるという。

2.6 IAS 第 11 号: 工事契約 Construction Contracts

この基準は工事契約に関するものである。工事契約は通常長期にわたるので、工事契約に関わる費用総額と収益総額が複数の期間に配分され、契約当初は予想されなかった損失が発生することがある。そのような予想損失について、以下のような規定がある。

「工事契約総原価が工事契約総収益を超過する可能性が高いとき、予想される損失は直ちに費用として認識しなければならない。(pr.36)」この予想損失は減損に相当するものではないし、また減損という用語は用いられていない。それは、工事契約資産については IAS 第 11 号の規定を優先し、IAS 第 36 号は、後述のように工事契約資産には適用しないことを明記しているからである。

2.7 IAS 第 12 号: 所得税 Income Taxes

この基準は法人所得税の処理に関するものであるが、繰延税金資産(deferred tax assets)について帳簿価額の減額が認識される場合の規定が重要である。繰延税金資産は、(a)将来減算一時差異、(b)税務上の欠損金の繰越し、(c)税額控除の繰越し、に関連して将来の期間に回収されることとなる税額のことであるが、その減額については以下のように規定されている。

「繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日現在で再検討しなければならない。企業は、繰延税金資産の一部又は全部の便益を実現させるのに十分な課税所得を稼得する可能性がもはや高くはなくなった範囲で、繰延税金資産の帳簿価額を減額しなければならない。そのような減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れなければならない。(pr.56)」この減額が減損であるかどうか明らかではないし、減損という用語も使用されていない。それは、繰延税金資産については IAS 第 12 号の規定を優先し、IAS 第 36 号は、後述のように繰延税金資産には適用しないことを明記しているからである。

2.8 IAS 第 16 号: 有形固定資産 Property, Plant and Equipment

この基準は、有形固定資産に関するものである。その減損については以下のように規定されている。

「企業は、有形固定資産項目が減損しているかどうかを判定するために、IAS 第 36 号「資産の減損」を適用する。同基準は、企業が資産の帳簿価額をどのように見直すのか、資産の回収可能価額をどのように算定するのか、及び減損損失の認識又は戻し入れをいつ行うのかを説明している。(pr.63)」

この基準では、有形固定資産の減価償却などについての規定が中心であり、減損の処理については IAS 第 36 号に委ねる形となっている。

2.9 IAS 第19号: 従業員給付 Employee Benefits

この基準は、事業主による従業員給付の会計処理及び開示について規定している。従業員給付の原資となる制度資産は、(a)長期の従業員給付基金が保有している資産と(b)適格な保険証券からなり、その評価額が様々な事情から帳簿価額を下回ることがある。しかし、IAS 第36号は、この減損損失についても適用しないことを明記している。

2.10 IAS 第38号: 無形資産 Intangible Assets

この基準は「無形資産」というタイトルになっているが、無形資産全般に関するものではなく、無形資産のなかでも研究開発費の取り扱いについて、特に企業結合との関連で規定したのとなっている。IAS 第38号では、無形資産を、耐用年数の確定できる資産と確定できない資産とに分け、確定できる資産は毎期定期的に償却するが、確定できない資産には償却を要求していない。これに対して減損については、耐用年数の確定の可否に関わらず、減損の兆候が存在する場合には減損テストを行うことを要求している。そして、減損の具体的な処理方法については、IAS 第16号「有形固定資産」と同様にIAS 第36号に委ねる形となっている。

2.11 IAS 第40号: 投資不動産 Investment Property

この基準は、投資不動産の認識、測定及び開示に関するものである。認識後の測定にあたり、公正価値モデルではなく原価モデルが採用された場合、「企業は、自己使用不動産が公正価値で計上する投資不動産となる日まで、当該不動産の減価償却を行い、発生している減損損失をすべて認識する。(pr.62)」そして、当該不動産の帳簿価額と公正価値との差額はIAS 第16号有形固定資産に従った再評価と同一の方法で処理する。すなわち、その減少額は減損損失として純損益に認識する。しかし、IAS 第36号は、この減損損失についても適用しないことを明記している。

2.12 IAS 第41号: 農業 Agriculture

この基準は、農業活動に関連する生物資産、収穫時点における農産物および政府補助金を対象とし、農業活動に関連するものでも土地や無形資産は対象外となっている。

「生物資産は、当初認識時及び各報告期間の末日において、売却コスト控除後の公正価値で測定しなければならない。(pr.12)」
「企業の生物資産から収穫された農産物は、収穫時点での売却コスト控除後の公正価値で測定しなければならない。(pr.13)」
「生物資産を売却コスト控除後の公正価値で当初認識すること及び生物資産の売却コスト控除後の公正価値の変動により生じる利得又は損失は、発生した期の損益に含めなければならない。(pr.26)」
「農産物を売却コスト控除後の公正価値で当初認識することにより生じる利得又は損失は、発生した期の損益に認識しなければならない。(pr.28)」
これらの損失が減損損失として処理されているが、IAS 第36号は、この減損損失についても適用しないことを明記している。

2.13 IAS 第 36 号との関連

資産の回収可能額がその帳簿価額を下回る場合、両者の差額として「減損」と定義した場合、他の国際会計基準において、この定義に該当する「減損」の扱いを見ると、以下のように3通りの扱い方のあることがわかる。

- 1) 「減損」に相当するものについては個別の基準の適用を優先し、「減損」という用語が使用されていないもの (IAS 第 2 号)
- 2) 「減損」については個別の基準の適用を優先し、「減損」という用語は使用するが、その「減損」についてはIAS 第 36 号の適用外とするもの (IFRS 第 3 号、IFRS 第 4 号、IFRS 第 5 号、IFRS 第 9 号、IAS 第 11 号、IAS 第 12 号、IAS 第 19 号、IAS 第 40 号、IAS 第 41 号)
- 3) 「減損」についてはもっぱらIAS 第 36 号を適用するもの (IAS 第 16 号、IAS 第 38 号)

1)の対象である棚卸資産、3)の対象である有形固定資産および無形資産については、それらの価値減少分が伝統的に決算期末における処理方法として確立しているものであるが、2)の諸基準が対象とするものは比較的新しい領域のものが中心であり、のれんを除いては、それらの資産自体の処理も暫定的なものや未確定のものが多い。国際会計基準では、減損はもっぱら、このような比較的新しい領域の資産について問題とされてきているのである。しかも、国際会計基準における減損の扱いについてはIAS 第 36 号の適用外とするものが多く、IAS 第 36 号が統一された基準として確立しているとは言い難い。さらに、IFRS 第 9 号によって新たに導入された予想信用減損モデルと他基準における減損モデルとの整合性については必ずしも明らかではない。

3. IAS 第 36 号「資産の減損」

3.1 IAS 第 36 号の目的

IASB が最初に、IAS 第 36 号資産の減損(Impairment of Assets)を公表したのは 1998 年 6 月である。その後、IFRS 第 3 号 Business Combinations の審議にともなって 2004 年 3 月に改訂され、さらに 2008 年 1 月に再度修正された。IAS 第 36 号の適用対象は、主として「(a) 企業結合で取得したのれんおよび無形資産 (合意日が 2004 年 3 月 31 日以降) (IN1)」であることが明記されている。もう一つの適用対象として、「(b)その他すべての資産については、2004 年 3 月 31 日以降開始する事業年度について」という文言があるが、この規定の仕方には違和感を感じる。「すべての資産に適用する」と表現すればすっきりするからである。「国際会計基準審議会は、この改訂後の IAS 第 36 号を企業結合プロジェクトの一環として開発した。当該プロジェクトの目的は、企業結合の会計処理及び企業結合で取得したのれん及び無形資産の事後的な処理についての質を改善し、国際的なコンバージェンスを図ることであった。(IN2)」という記述もあり、さらに、IAS 第 36 号は棚卸資産、工事契約から生じる資

産、繰延税金資産、従業員給付から生じる資産又は売却目的保有に分類された資産には適用しないことが明記(pr.2 および pr.3)されていることから、IAS 第 36 号はやはり「企業結合で取得したのれんおよび無形資産」を主な適用対象としていることが明らかである。

IAS 第 36 号は、資産の回収可能性の検討方法に関するすべての要求事項を統合したものとされ、その目的は、企業が資産に回収可能価額以上の帳簿価額を付さないことを確実にするための手続を定めることであるとされている。資産は、その帳簿価額が使用又は売却によって回収される金額を超過する場合には、回収可能価額を超える価額を付されていることになる。このよう場合には、資産は減損しているものとされ、企業は減損損失を認識することが要求されている。IAS 第 36 号はまた、企業が減損損失の戻入をしなければならない場合を特定し、減損した資産に関する一定の開示についても定めている。

3.2 減損している可能性のある資産の識別

IAS 第 36 号によると、企業は、各報告期間の末日現在で、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを検討しなければならない。そのような兆候が存在する場合には、企業は当該資産の回収可能価額を見積らなければならない(pr.9)。また、減損の兆候の有無にかかわらず、企業は、次のような減損テストを実施しなければならない(pr.10)。

- (a) 各年次において、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産について、帳簿価額と回収可能価額を比較することにより、減損テストを実施しなければならない。減損テストは毎年同時期に実施するのであれば、事業年度中のいつでも実施することができる。異なる無形資産については、無形資産ごとに異なる時期に減損テストを実施することができる。ただし、それらの無形資産を当事業年度中に当初認識した場合には、当該無形資産については事業年度の末日前に減損テストを実施しなければならない。
- (b) 企業結合で取得したのれんについて、第 80 項から第 99 項に従って、減損テストを毎年実施しなければならない。

資産が減損している可能性の兆候がある場合には、個別の資産について回収可能価額を見積らなければならない。個別の資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合は、企業は、当該資産が属する資金生成単位（当該資産の資金生成単位）の回収可能価額を算定しなければならない。資金生成単位とは、他の資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいう。

3.3 回収可能価額の測定

回収可能価額とは、資産又は資金生成単位の売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額と定義されている(pr.18)。この場合、資産の売却費用控除後の公正価値及び使用価値の双方を決定することは、常に必要とは限らない。これらの金額のどちらか1つでも資産の帳簿価を超過する場合には、資産は減損していないものとされ、したがって、もう一

方の金額を見積もる必要はないとされる(pr.19)。売却費用控除後の公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者間の独立第三者間取引による資産売却から得られる金額から、処分費用を控除した額をいう。使用価値とは、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。資産の使用価値の算定については以下のように、売却費用控除後の公正価値と比較してかなり詳細な規定がされている。

資産の使用価値の算定には次の要素を反映させなければならない。(pr.30)

- (a) 企業が資産から得られるものと期待する将来キャッシュ・フローの見積り
- (b) 将来キャッシュ・フローの金額又は時期について、生じ得る変動についての予想
- (c) 貨幣の時間価値（現在の市場におけるリスクフリー・レートで表される）
- (d) 資産固有の不確実性の負担に対する価格
- (e) 非流動性の欠如などの他の要因のうち、企業が資産から得られると期待する将来キャッシュ・フローの価格付けに際して、市場参加者が反映させるであろう要因

この場合、使用価値の算定にあたっては将来キャッシュ・フローの見積りが不可欠であるが、「キャッシュ・フロー予測は、経営者が承認した直近の財務予算・予測を基礎としなければならないが、……予測の対象期間は、最長でも5年間としなければならない。(pr.33)」とされている。「将来のキャッシュ・フローの詳細で明確かつ信頼しうる予算・予測は、5年間よりも長期に渡る期間については一般的に入手可能ではない。(pr.35)」からであるとされている。

将来キャッシュ・フローの見積りには、次の事項を含めなければならない。(pr.39)

- (a) 当該資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローの予測
- (b) 当該資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローを生み出すために必然的に生じるキャッシュ・アウトフロー（資産を使用に供する準備のためのキャッシュ・アウトフローを含む）で、当該資産に賦課又は合理的で首尾一貫した基礎による配分ができるものの予測
- (c) 当該資産の耐用年数の終了時点での処分について受け取る（又は支払う）正味キャッシュ・フロー（もしあれば）

将来キャッシュ・フローは、資産の現在の状態において見積らなければならない。将来キャッシュ・フローの見積りには、次のことから発生すると見込まれる見積将来キャッシュ・インフロー又はアウトフローを含めてはならないとされている(pr.44)。

- (a) 企業が未だコミットしていない将来のリストラクチャリング
- (b) 当該資産の性能の改善又は拡張

将来キャッシュ・フローの見積りには、次の項目を含めてはならない(pr.50)。

- (a) 財務活動からのキャッシュ・インフロー 又はアウトフロー
- (b) 法人所得税の受取又は支払

3.4 減損損失の認識と測定

減損損失が認識されるのは、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に限られ

る。その場合、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額しなければならないが、当該減額が減損損失の測定額となる(pr.59)。資産が他の基準(例えば、IAS第16号「有形固定資産」における再評価処理)に従って再評価額で計上されている場合を除いて、減損損失は直ちに純損益に認識しなければならない。再評価された資産の減損損失は、当該他の基準に従って再評価の減額として処理しなければならない(pr.60)。

資金生成単位(単位グループ)(のれん又は全社資産が配分された最小の資金生成単位グループ)の回収可能価額が当該単位(単位グループ)の帳簿価額を下回る場合に、かつその場合にのみ、当該単位(単位グループ)について減損損失を認識しなければならない。減損損失は、次の順序に従って当該単位(単位グループ)の資産の帳簿価額を減少させるように配分しなければならない。

- (a) 最初に、当該資金生成単位(単位グループ)に配分されたのれんの帳簿価額を減額する。
- (b) 次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内のその他の資産に対して配分する。

ただし、企業は、資産の帳簿価額を次の項目のうち最も高い価額を下回るまで減額してはならない。

- (a) 売却費用控除後の公正価値(算定可能な場合)
- (b) 使用価値(算定可能な場合)
- (c) ゼロ

上記に該当していなければ当該資産に配分されていたであろう減損損失の金額は、当該単位(単位グループ)の他の資産に比例配分しなければならない。

3.5 のれんの減損

減損テストの目的上、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又は資金生成グループで、企業結合の相乗効果から便益を得ることが期待されるものに配分しなければならず、それらの資金生成単位又は資金生成単位グループに被取得企業のその他の資産又は負債が配分されているか否かは問わない。(pr.80)減損テスト実施のタイミングとしては、のれんを配分した資金生成単位に対する毎年の減損テストは、毎年同時期に実施する限り、年度中のどの時点で実施をしてもよいとされる。資金生成単位ごとに、異なる時期に減損テストを実施してもよい。ただし、ある資金生成単位に配分されたのれんの一部又は全部が当年度中の企業結合で取得したものである場合には、当該資金生成単位については当該年度末までに減損テストを実施しなければならない。(pr.96)

IAS第36号では、特定の要件が満たされる場合、のれんが配分される資金生成単位(単位グループ)の回収可能価額について前期以前に行われた直近の詳細な計算を、当期における当該単位(単位グループ)の減損テストに用いてもよいとしている。(pr.99)

52 3.6 減損損失の戻入

企業は、各報告期間の末日において、過年度中にのれん以外の資産について認識した減損

損失がもはや存在しないか、又は減少している可能性を示す兆候があるか否を検討しなければならない。そのよう兆候が存在する場合には、企業は当該資産の回収可能価額の見積りをしなければならない。(pr.110)過年度において、のれん以外の資産について認識された減損損失は、減損損失が最後に認識されてから以降に当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻入しなければならない。資金生成単位についての減損損失の戻入は、当該単位中ののれん以外の資産の帳簿価額に比例的に配分しなければならない。この場合、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで増額しなければならない。この増額が減損損失の戻入額である。(pr.114)減損損失の戻入によって増加した、のれん以外の資産の帳簿価額は、過年度において当該資産について認識された減損損失がなかったとした場合の(償却又は減価償却控除後の)帳簿価額を超えてはならない。(pr.117) のれん以外の資産についての減損損失の戻入は、他のIFRS(例えば、IAS第16号における再評価処理)に従って、当該資産が再評価金額で計上されている場合を除き、直ちに純損益に認識しなければならない。再評価された資産についての減損損失の戻入は、当該他のIFRSに従って、再評価額の増加として処理しなければならない。(pr.119)のれんについて認識された減損損失は、以後の期間において戻入をしてはならない。(pr.124)

3.7 減損損失の開示

減損損失については、資産の種類ごとに、財務諸表に次の事項を開示しなければならない。

- (a) 当期中に純損益に認識した減損損失の金額及びこれらの減損損失を含んでいる包括利益計算書の表示項目
- (b) 当期中に純損益に認識した減損損失の戻入の金額及びこれらの減損損失の戻入を含んでいる包括利益計算書の表示項目
- (c) 当期中にその他包括利益に認識した再評価資産に係る減損損失の金額
- (d) その他包括利益に認識した再評価資産に係る減損損失の戻入の金額(pr.126)

4. のれん取得後の会計処理

4.1 国際会計基準と日本会計基準との相違点

IFRS第3号及びIAS第36号は、企業結合で取得したのれんについて、少なくとも毎年、減損テストを行なうことを要求している。減損テストは、のれんが配分されている資金生成単位ごとに実施し、当該資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるときには期末を待たずにいつでも行わなければならない。そして資金生成単位の帳簿価額(当該のれんを含む)が回収可能価額を下回る場合には、減損損失が認識されることになる。以上のように、国際会計基準では、のれんの減損損失を認識することが規定されている。しかし、のれんを償却することは認めていない。この点において、のれんの償却を認めている日本の会計基準とは異なっている。

日本の企業結合会計基準(平成25年9月13日最終改正)では、その32項において、「の

れんは、資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する」と規定されている。また、同基準の結論の根拠105項において、のれんの会計処理方法としては、その効果の及ぶ期間にわたり「規則的な償却を行う」方法と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法の2つが考えられるとして両者の比較を行っている。「規則的な償却を行う」方法の長所として、同方法によれば、(1)企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になること。また、(2)のれんは投資原価の一部であることに鑑みれば、のれんを規則的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方も首尾一貫していること。さらに(3)、企業結合により生じたのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、企業結合により計上したのれんの非償却による自己創設のれんの実質的な資産計上を防ぐことができることという、3点を挙げている。一方、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法には以下のような欠点があるとされている(106項)。同方法によると、(1)のれんが超過収益力を表わすとみると、競争の進展によって通常はその価値が減価するにもかかわらず、競争の進展に伴うのれんの価値の減価の過程を無視することになること。また、(2)超過収益力が維持されている場合においても、それは企業結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補完されているにもかかわらず、のれんを償却しないことは、上述のとおり追加投資による自己創設のれんを計上することと実質的に等しくなるという問題点があること。(3)実務的な問題としては、減損処理を実施するためには、のれんの価値の評価方法を確立する必要があるが、そのために対処すべき課題も多いこと。

以上の議論を踏まえ「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法に対し、「規則的な償却を行う」方法に一定の合理性があると判断し、また、子会社化して連結する場合と資産及び負債を直接受け入れ当該企業を消滅させた場合との経済的な同一性に着目し、正の値であるのれんと投資消去差額の会計処理との整合性を図るなどの観点から、企業結合会計基準では平成15年の設定以来、規則的な償却を採用してきている。また、20年以内という償却期間については、平成9年連結会計原則における連結調整勘定の償却についての考え方を踏襲し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却することとしたとされている(107項)。それ以前は、商法の計算規定において、のれんを計上した場合には、5年以内に毎期均等額以上を償却することが要求されていた。企業結合会計基準の設定により、のれんの超過収益力としての効果が長期に及ぶことが認められたと言える。

この他、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」平成14年8月企業会計審議会)の適用対象資産でもあることから、規則的な償却を行う場合においても、「固定資産の減損に係る会計基準」に従った減損処理が行われることになる。このような「規則的な償却を行う」方法と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法との選択適用については、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから認めないこととされている(108項)。

意見書」では、「事業用の固定資産」の内容を不動産を中心とした固定資産とし、その過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理と規定している。そして、「のれん」の減損処理はその後に追加される形になっている。不動産バブル崩壊後の不動産に関わる不良債権処理が同基準の狙いとされていたのであろう。

4.2 のれんの償却と減損

のれんは一般に合併・買収によって取得した企業に内在する超過収益力に対する対価として認識されている。IFRS 第3号の結論の根拠でも米国財務会計基準審議会(FASB)の見解を踏襲する形で、のれんの本質が超過収益力であるとの理解が示されている(pr.BC313)。国際会計基準は超過収益力としてののれんの価値は短期的には減少しないと考え、もし大幅な価値の減少が認められる場合には減損損失として認識することとしている。したがって、長期に渡る償却は不必要と考えている。国際会計基準は、短期的な視点から、企業の合併・買収という投資活動の成果を表示することを意図する、資本市場の論理に立脚している。そのため、合併・買収しようとする側は、合併・買収の標的とする企業の貸借対照表に表示されている資産に含み損がないことが望ましいので、その減損処理を要求しているのである。

これに対して、日本の会計基準では、のれんはその取得後長期間にわたり活用されることによって、収益獲得に貢献する資産であり、その活用によってその超過収益力としての価値が長期に渡って減少していくものと考えられる。そして、その価値の減少はのれんの活用によって収益の獲得に貢献した費用として認識することが妥当であるとされる。会計上は、のれんを長期に渡って償却することで毎期費用計上することが当然の処理となる。また、その価値の減少形態は可視的なものではないので、定額法などによって定期的に償却することが望ましいとされる。日本の会計基準は、のれんも含めて固定資産は、企業活動において長期的に渡って活用されることで企業収益の獲得に貢献するものであるという、企業経済の論理を前提とし、企業活動を長期的な視点から考慮しているからである。

日本の会計基準に従うと、合併・買収する側の企業の経営者は、合併・買収後にのれんの償却をしなければならない。のれんの償却費の分だけ利益が少なくなるので、合併・買収の効果がそれだけ減少するという主張が、のれんの償却の是非に関する批判としてしばしば提起されている。しかし、利益を圧迫するほどの金額ののれん償却費が発生する原因というのは、そもそも当該のれんが過大に評価されるほどの合併・買収代金が支払われているからであろう。のれんの償却費の多寡によってのれんの償却の是非を問題視するよりも、むしろ当該の合併・買収の投資額の妥当性が問題とされるべきである。のれんが発生した場合、会計基準によって償却することが要求されているのであれば、取得後毎期一定額の償却費の発生が、合併・買収時の意思決定の際に与件として考慮されていなければならない。企業の成長・発展のための有効な手段として他企業の合併・買収を行うならば、合併・買収の対価が適正であるかどうかはその後の企業業績によって判断されねばならない。合併・買収事案の検討にあたり、取得後の利益計画において当該のれんの償却費の負担に耐えるだけの収益が見込まれる場合にはじめて当該合併・買収事案が実行されるべきであるということを、合併・買

収する側の経営者は承知していなければならないはずである。のれん償却費の負担が大きいと主張することは、経営者自身が合併・買収についての意思決定に誤りがあったことを認めることになるのではないだろうか。のれん償却費の負担が大きくなるからということを経営者に、のれん償却を要求する会計基準の妥当性を問題にすることはむしろ問題のすり替えであろう。

規則的に償却せず、必要な場合にのみ減損処理を行うことで、合併・買収後の利益圧迫要因がなくなり、合併・買収の効果が活かされると主張されることもあるが、その際の減損損失の測定は帳簿価額と公正価値の比較によって行われる。その公正価値測定の基礎となる将来キャッシュフローの見積もりが、そもそも経営者の裁量に委ねられていることが問題である。上述のように、のれんの減損を認識することは、のれんが発生する合併・買収の投資額が過大であったことを意味する。すると、のれんの減損を認識することは、合併・買収についての経営者自身の意思決定に誤りがあったことを認めることになるので、経営者にはその誤りを認めることに対する抵抗感があるであろう。そのため減損の認識が先送りされるおそれなしとしない。その点が、国際会計基準における減損会計の一つの問題点である。他企業の合併・買収後、実施されるかどうか明確でない減損処理に期待するよりも、毎期のれんの規則的償却を要求するほうが、企業の業績を測定し、その良否を判定するためには望ましい。のれんの規則的償却を要求する日本の会計基準に理論的な妥当性が認められるのである。

5. おわりに

本稿では、国際会計基準における減損会計の問題点を検討した。検討にあたりまず、「減損」を資産の回収可能額がその帳簿価額を下回る場合の両者の差額として定義した。その際、資産の回収可能額を、正味実現可能額または将来キャッシュフローの割引現在価値のどちらか金額の大きいものと考えた。このように定義された減損は、国際会計基準の多くの基準において扱われていた。減損について規定している国際会計基準は、「減損」に相当するものについては個別の基準の適用を優先し、「減損」という用語が使用されていないもの、「減損」については個別の基準の適用を優先し、「減損」という用語は使用するが、その「減損」についてはIAS第36号の適用外とするもの、「減損」についてはもっぱらIAS第36号を適用するもの、の3つに分類された。この検討の結果、棚卸資産、有形固定資産および無形固定資産の価値減少分は伝統的に決算期末における処理方法の確立しているものであるが、その他の国際会計基準が対象とするものは比較的新しい領域の資産について問題とされていることが確認された。そして、「減損」という用語をタイトルに含むのはIAS第36号「資産の減損」だけであるが、IAS36はのれんの減損を扱ったものであることが確認された。この結果、国際会計基準における減損の扱いについてはIAS第36号の適用外とするものが多く、IAS第36号が統一された基準として確立しているとは言い難いことが確認された。さらに、IFRS第9号「金融商品」によって新たに導入された予想信用減損モデルと他基準における減損モデルとの整合性については必ずしも明らかではないことが示された。最後に、国際会計基準では「のれん」については、減損だけが要求され償却は認められていないが、日本の会計基

準では償却が要求されている点に着目し、両会計基準における減損と償却の扱いについて比較検討し、その優劣を論じた。のれんの減損のみを要求する国際会計基準は、合併・買収取引の短期的な投資成果を重要視するあまり、のれん発生の原因である合併・買収取引について投資額の妥当性の判断をあいまいにする恐れがあり、また、のれん償却費の負担を理由にのれんの償却を認める会計基準の妥当性を非難することは問題のすり替えであることを論じた。のれんの減損しか実施しないことよりも、毎期のれんの規則的償却を実施するほうが、企業の業績を測定し、その良否を判定するためには望ましいので、のれんの規則的償却を要求する日本の会計基準に理論的な妥当性が認められる。

[参考文献]

- 伊東良子(2011)。「資産評価に関わる臨時償却処理と減損処理の異質性—減損会計研究の一齣として—」『成城・経済研究』第193号、2011年7月
- 企業会計審議会(2002).『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』
- 企業会計基準委員会(2013).『企業結合に関する会計基準』
- 企業会計基準委員会(2013).『のれんの減損及び償却に関する質問票及び意見交換会に関するフィードバック文書』
- 高瀬壮太郎(1930).『暖簾の研究』, 森山書店.昭和5年
- International Accounting Standards Board(2014).IFRS CD-ROM April 2014
(IFRS 財団編、企業会計基準委員会監訳(2013).『国際財務報告基準(IFRS) 2013』, 中央経済社)
- Accounting Standard Board of Japan, European Financial Reporting Advisory Group and Organismo Italiano di Contabilità (Italian Standard Setter – OIC)(2014). *SHOULD GOODWILL STILL NOT BE AMORTISED?: ACCOUNTING AND DISCLOSURE FOR GOODWILL*
- ASBJ,EFrag,OIC.『(仮訳) のれんはなお償却しなくてよいか: のれんの会計処理及び開示』
- Sue Lloyd(2014).” IFRS 9: A Complete Package for Investors”.
(<http://www.ifrs.org/Investor-resources/2014-Investor-Perspectives/Pages/IFRS-9-A-Complete-Package-for-Investors-July-2014.aspx>)